

仕様書

1. 件名

海外赴任者等の海外旅行傷害保険に係る企業包括契約

2. 契約内容

イーター計画における日本国内機関である国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構構（以下「当機構」という。）の海外赴任者及び帯同家族に対して海外旅行傷害保険を付保するとともに、当機構と保険会社との間において企業包括契約（以下「特約」という。）を締結する。

3. 保険種類

海外旅行傷害保険

4. 企業包括契約の特約期間

2026年4月1日から2027年3月31日までとする。上記の特約期間に日本を出発する海外赴任者及び帯同家族並びに既に赴任中の海外赴任者及び帯同家族の保険契約については、帰着日が特約期間を超える場合、当該保険契約の保険期間は帰着日（最大5年間）まで延長されるものとする。なお、延長の対象となる保険契約については保険金支払いの有無にかかわらず無条件で引き受けるものとする。

5. 保険対象地域

全ての国・地域

6. 被保険者

当機構の海外赴任者及び帯同家族（既に赴任中の海外赴任者及び帯同家族を含む。）

7. 保険内容及び補償額

保険内容及び補償額は下表のとおりとする。

保険内容	駐在員 (単身赴任者)	駐在員 (家族同行者)	同行家族
傷害死亡後遺障害	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
疾病死亡	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
賠償責任 (免責 0 円)	1 億円	—	—
駐在員専用 家族総合賠償責任 自動車賠責対象外 被害者治療 生活用動産 (免責 3 万円)	— 100 万円	1 億円 付帯しない 10 万円 100 万円	—
歯科治療費用 ※保険期間 3 か月超のみ	50 万円	50 万円	50 万円

※死亡保険金受取人は保険約款に規定する保険金の支払いを受ける者（法定相続人）とする。

※傷害死亡後遺障害保険金は障害の程度等により 100%～4% とする。

※生活用動産はオプションにより選択可能とする。

原則として、生活用動産の付帯はせず、契約締結後当機構からの申し出により付帯することとする。

※歯科治療費用補償特約は待機期間を 15 日とし、縮小割合は 70% とする。

（海外旅行行程中に発病した歯科疾病を直接の原因として、保険期間の初日から待機期間 15 日間を経過した後に歯科医師による歯科治療を開始した場合、縮小支払割合 70% を乗じた額を支払うものとする。）

8. 期間中の予定人数及び赴任期間

期間中の想定派遣人数及び期間は以下のとおりとする。

駐在員人数 (単身赴任者)	駐在員人数 (家族同行者)	同行家族人数	合計人数	期間
(人数 1)	(人数 1)	(人数 1)	(人数 3)	1 年

※人数及び同行家族については見込みであり、契約締結後当機構からの申し出により確定する。

9. 保険契約の条件

- ①特約期間に新たに赴任する海外赴任者及び同行家族が加入可能であること。
- ②契約病院の紹介サービスが 24 時間体制で提供できること。
- ③契約病院でキャッシュレス・メデカルサービスの利用が可能なこと。
(歯科治療は除く)
- ④以下の補償について海外赴任者の任意で上乗せができること。

保険内容	海外赴任者補償額
生活用動産	100 万円

10. 保険料の支払い

毎月報告・一括精算とする。

- ① 特約締結後に特約期間中の見込み人数相当（2027 年 3 月 31 日までの保険料）の年額保険料（暫定保険料）を保険会社に支払う。
- ② 保険会社は、保険期間終了後、当機構からの毎月の申込入力に基づいて保険料を算出し、当機構へ通知する。当機構はその通知に基づいた保険料と当初の暫定保険料との差額を精算する。
- ③ 当機構からの報告については、当機構から支払う保険料の保険対象期間を当機構の事業年度と一致させるため、加入年度は加入日から年度末までとし、翌年度以降は各年度で区分するものとする。
- ④ 上記③における翌年度以降の延長保険料については、当初加入日時点の料率を適用するものとする。

11. その他

- ①保険契約は代理店扱いとすることができます。
- ②付保証明書は、当機構からの通知後に当機構の定める記載内容で発行するものとする。
- ③保険料支払猶予特約を付帯すること。
- ④保険の補償内容に関し、補償範囲を縮小・変更する特約は付帯しないこと。
- ⑤業務上知り得た機密事項及び個人情報については、他言・持ち出し・利用をしないこと。万一当該情報の漏洩が発生したことを知った場合には、すみやかに当機構担当者に報告すること。
- ⑥本保険契約における引受保険会社並びに取扱代理店の変更があった場合は、従来の引受保険会社並びに取扱代理店は、新たに当機構が選任した引受保険会社並びに取扱代理店に対して、従来の経緯を含め誠意をもって引き継ぐものとする。
- ⑦本仕様書に疑義が生じた場合は、当機構および引受保険会社並びに取扱代理店にて別途協議の上決定することとする。